

肝付町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示(令和7年告示第17号)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(7) <u>環境配慮型浄化槽 浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱い(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室通知)に規定する浄化槽をいう。</u></p> <p>(8) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は町内に事業所及び住所を有する個人をいう。</p> <p>(9) 町外業者 前号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(7) <u>環境配慮型浄化槽の性能要件を満たさない者</u></p> <p>(8) 肝付町が賦課する徴税及び料金等の滞納がある者 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条</p> <p>(7) 町内業者 町内に事業所を有する法人又は町内に事業所及び住所を有する個人をいう。</p> <p>(8) 町外業者 前号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。</p> <p>(7) 肝付町が賦課する徴税及び料金等の滞納がある者 (略)</p>